

回廊の柱配置

— 第一次大極殿院の復原研究14 —

はじめに 本稿では、2010年度に開始した第一次大極殿院の復原検討のうち、2013年度に成案を得た回廊の柱配置および回廊に開く門の規模と配置を述べたい。

回廊の柱配置については、『平城報告Ⅺ』、『年報1994』、『紀要2004』にて復原案が示された。いずれも一部の遺構に注目して検討されたため、他の遺構との矛盾を生じていた。今回は、その後の第一次大極殿院地区の発掘調査・研究の進展をふまえ、改めてすべての遺構と整合する案を示すことを試みた。

第一次大極殿院地区の規模と変遷 第一次大極殿院は、奈良時代前半の平城宮における国家儀礼の場である。中心建物である大極殿、それを囲む回廊および南門が和銅8年(715)頃に完成(I-1期、以下時期区分は『平城報告Ⅺ』に従う)した後、神亀末年(728)頃から南面回廊に東西楼が増築される(I-2期)。区画の規模は、他の平城宮主要部と同じく大尺を用いて、回廊の心々距離が東西500大尺(600尺)、南北900大尺(1080尺)で計画されたことが知られる。その後、天平12年(740)の遷都にともない東西面回廊は恭仁宮へ移築されて掘立柱塀に代わる(I-3期)。天平17年(745)に平城に還都すると、残る第一次大極殿院の建物は解体されて新たに「西宮」が建つ(Ⅱ期)。西宮は、I-2期から南北規模を2/3ほどに狭めた築地回廊で囲われる宮殿施設であった。今回の復原年代は、奈良時代前半のこの地域で建物がもっとも完備したI-2期である。

検出遺構 回廊の主な検出遺構は、南面回廊(東半SC5600、西半SC7820)の基壇土、側柱礎石根石・掘方・抜取穴、足場、南北基壇外装抜取溝、南北雨落溝、東面回廊SC5500の基壇土・側柱礎石抜取穴、足場、東西雨落溝、西面回廊SC13400の基壇土、東雨落溝、北面回廊SC8098の南雨落溝である。南面回廊に増築された東西楼は桁行15.5尺×5間、梁行13.0尺×3間で、梁行筋を南面回廊と揃える。北面回廊SC8098の中軸付近には南雨落溝から南に伸びる磔敷溝SD244を検出。東西面回廊の外側柱筋にはI-3期の掘立柱塀、東面回廊の棟通りにはⅡ期以降の築地堰板抜取溝(築地基底幅5尺)を検出した。遺物は、大量の瓦や建築石材数点などが出土した。

回廊の構造 礎石根石・抜取穴等は、南面回廊の全体で34ヵ所、東面回廊の南半で10ヵ所検出しており、これらの桁行は15.5尺等間、梁行は24.0尺である。東西南北面の回廊内側によく残る雨落溝は、幅約2.5尺の磔敷溝であり、回廊側柱心から8.3尺を隔て直線状に通る。南面回廊の基壇外装抜取溝からわかる基壇の出は6.0尺であるため、基壇縁には幅2.3尺の犬走りが想定される。なお基壇高は概ね1.8尺であり、基壇外装は羽目石を直接地面に立てるものと考えられる〔41、52、56〕。

梁行24.0尺とは単廊にしては大きすぎ、Ⅱ期築地回廊の梁行総長も24.0尺であることから、Ⅰ期も同じく礎石建の複廊の棟通りに築地を備える築地回廊で、築地基底部の幅もⅡ期と同じ5尺と考える。また雨落溝の様相から、回廊は四面とも同じ構造であり、門が開くとしてもその梁行柱間と基壇幅は回廊と同じであろう〔7、56〕。

東西面回廊の柱配置 東西面回廊は長大であり、しかも礎石根石等がわずかしかなかったため、注目する遺構および用いる基準尺により様々な柱配置を考えうる。しかし以下のような遺構および関連深い事例を総合してみると、東西面回廊の桁行柱間は門の有無によらず15.5尺等間と考えるのが確実であろう。

まず回廊の南北規模は、計画通り1,080尺と考えたいところだが、基準尺(0.2949m)を用いて精査すると1,078尺である。このとき、両端12尺ずつを除いた1,054尺は、桁行15.5尺等間68間分に等しい〔18、29〕。

足場は、南面回廊の一部、および東面回廊の南約3/4という広範囲で検出した小穴列である。小穴は、回廊柱位置の中間に桁行約7尺と約8尺の間隔で交互に並び、回廊柱位置が不明な箇所も同様に連続する。これは桁行15.5尺等間の回廊側柱筋の中間に足場の柱が2本ずつ配置されたことをうかがわせる〔30〕。

東西面回廊の解体後に建つI-3期掘立柱塀の柱穴は、原則桁行15.5尺等間で並び、東面回廊側柱抜取穴の桁行中央に検出している。根石等が掘方の障害となるI-1期の柱位置を避けて、東西面回廊の各桁行の中央にI-3期掘立柱塀の柱を配置したと想像される〔52〕。

東西面回廊の移築先とされる恭仁宮大極殿院では、近年の発掘調査において、桁行15.5尺等間、梁行24.0尺相当の回廊の遺構が確認されている〔52〕。

これらの状況から、東西面回廊は15.5尺等間であると

考えた。回廊の南北規模は、1,080尺でおよその規模を計画し、柱間寸法と折り合いをつけた結果1,078尺となったと考えたい。なお東面回廊の棟通りで検出したSB8233は、一間門（桁行最大12尺）とされてきたが、西面对称位置や他の位置では検出しておらず、桁行15.5尺等間とも整合しないため、異なる時期の遺構と判断した〔52〕。

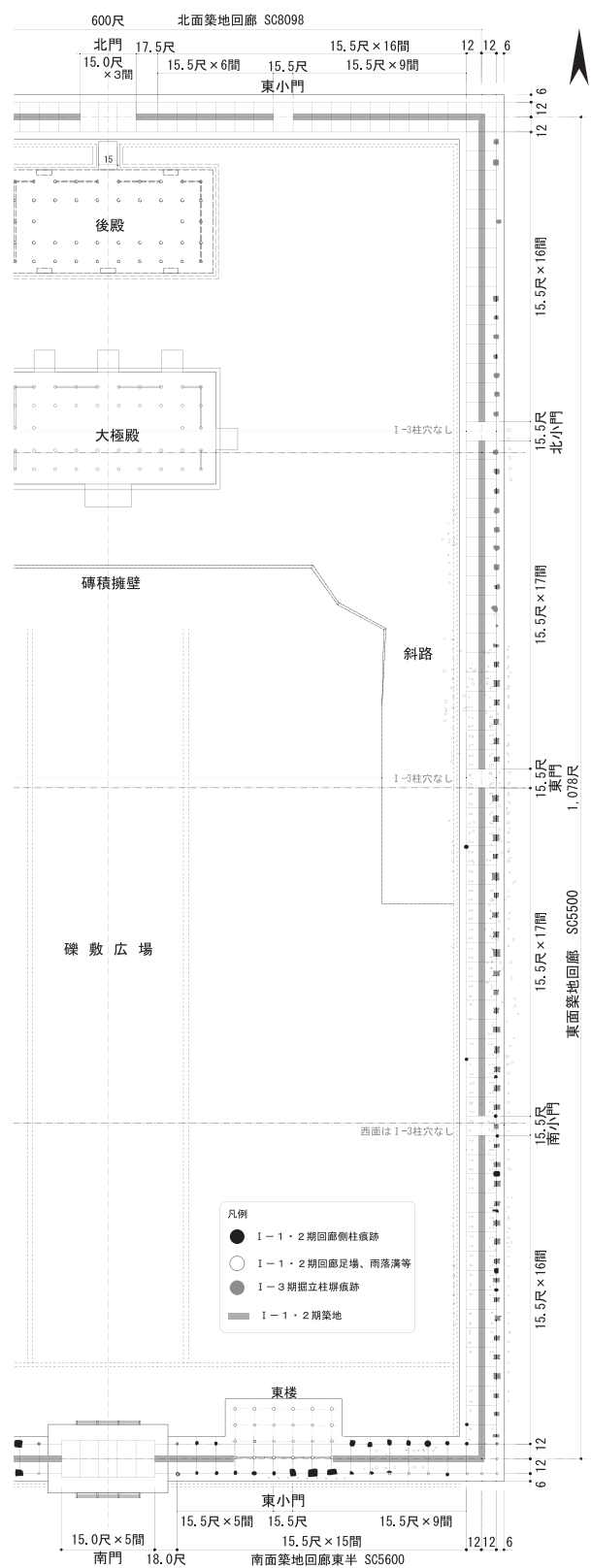
東西面回廊に開く門 回廊には、南門以外の門を検出していないが、律令や平安宮八省院にみられるように、複数の門が開くと考ええる。そこでⅠ-Ⅲ期掘立柱塀に再び注目すると、西面3カ所、東面2カ所の柱間が2～3間分あいており、塀の開口部があったとみられる。これらは既存の門の位置を踏襲した可能性が十分にあることから、東西面各3カ所に一間門を設ける。なおⅠ-Ⅲ期の塀の開口部は、東面は2カ所のみだが、西面は中央とそれをはさむ南北対称位置の計3カ所であるのでこれを優先した〔50、52〕。また、東西面回廊の周辺では多数出土している鬼瓦も、門の存在をうかがわせるものと考え、門の屋根は回廊から切り上げて鬼瓦を載せる〔17、56〕。

北門と北面回廊 北門の存在とその規模は、北面回廊南雨落溝に接続する南北溝からうかがえる。この溝は中軸から東に7.5尺を隔てる礫敷の溝であり、西側対称位置は削平されている。中軸上の幅15尺の通路にともなう溝であり、通路は北門桁行中央間の扉口に対応するものと考えられる。また、北門の規模は南門（桁行15尺×5間）よりも小さく桁行等間であろうことから、北門は桁行15尺等間の三間門とする。北面回廊の桁行は、他面回廊に準じて15.5尺等間とし、余りは北門取り付け部の柱間で吸収する〔50、52〕。北面回廊周辺でも鬼瓦が出土しているため、北門の屋根は切り上げて鬼瓦を載せる〔17、56〕。

北面回廊に開く門 北門をはさむ東西対称位置には穴門を設ける。穴門の位置は、南面回廊における東西楼桁行中央間扉口に対応する位置とする。これは、東西楼の扉口がⅠ-Ⅰ期の穴門位置を踏襲したものとするためである〔52〕。屋根は切り上げず穴門とする。

おわりに 以上の回廊柱配置（図Ⅰ-4）は、遺構と整合するという点で、もっとも蓋然性が高いと判断したものである。ただし平城宮の地割や、上部構造の寸法計画との関係といった、そもそもの設計手法の解明には至らなかったため、今後の研究に期待したい。

（井上麻香／株式会社文化財保存計画協会）



図Ⅰ-4 回廊の柱配置

註

文中の〔 〕内の数字は、2010年度以降の「第一次大極殿院復原検討会」の開催回を示す。